

（仮称）魚津市地域振興会組織条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地域振興会について、組織の要件及び実施する事業並びにまちづくり交付金（以下「交付金」という。）に関する事項を定めることにより、地域を代表して地域づくりに取り組む組織の役割の明確化を図り、もって市民が主役となった魅力あるまちづくりを促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 自治会 魚津市自治基本条例（平成23年魚津市条例第16号。以下「自治基本条例」という。）第25条第1項第1号に規定する組織をいう。
- （2） 地域活動団体 自治基本条例第25条第1項第2号に規定する組織をいう。
- （3） 地域振興会 自治基本条例第25条第1項第3号に規定する組織をいう。
- （4） 地域 自治会が地縁により複数まとまった一定の区域をいう。
- （5） 住民等 地域に住む者、地域に事業所を置く事業者、地域における自治会及び地域活動団体等をいう。
- （6） 公職 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。

（基本理念）

第3条 地域振興会は、自治基本条例の理念に基づき、組織を構成する住民等の意思により主体的に行動するものとする。

（地域振興会の設置区域）

第4条 地域振興会は、地域単位で設置するものとし、その設置区域は、規則で定める。

（地域振興会の要件）

第5条 地域振興会は、次の各号のいずれにも該当する組織とする。

- （1） 活動目的、名称、活動を行う区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、会計に関する事項その他地域振興会を民主的に運営するために必要な事項が、地域振興会の規約に定められていること。
- （2） 地域の住民等全てが構成員の対象であること。
- （3） 代表者及び役員が、構成員の意思に基づいて選出されていること。

（事業）

第6条 地域振興会は、地域におけるまちづくりの推進のため、次の事業を

行うものとする。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 生涯学習（社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事業を含む。）の推進に関すること。
- (4) 自主防災、自主防犯、交通安全その他の地域の安全及び安心に関すること。
- (5) 環境及び景観の保全に関すること。
- (6) 地域資源の有効活用に関すること。
- (7) 地域文化の継承及び創出に関すること。
- (8) コミュニティビジネスその他の地域経営に関すること。
- (9) コミュニティセンターの維持管理に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域におけるまちづくりの推進のため、必要があると地域振興会が認めるもの
（活動の制限）

第7条 地域振興会は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
（計画の策定等）

第8条 地域振興会は、地域の特性に基づく地域の将来像、地域まちづくりの基本目標及び活動方針を定めた計画の策定及び更新に努めるものとする。
（市長の役割）

第9条 市長は、地域振興会の円滑かつ活発な運営を促進するため、協働による課題解決及び活動の支援に努めるものとする。
（交付金の交付）

第10条 市長は、地域振興会の運営及び活動を支援するため、交付金を交付するものとする。
（交付金の額）

第11条 交付金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とし、交付金の交付申請、交付に係る手続その他交付金の交付に関し必要な事項については、規則で定める。
（実績報告）

第12条 地域振興会は、毎年度の事業実績を市長に報告しなければならない。
（情報公開等）

第13条 地域振興会は、前条の事業実績報告及び活動に関する全ての書類を事務所に備え付けることとし、積極的に情報公開に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。